

沖縄県土木建築部港湾課様

県外 W・Y

変更計画について以下の通り意見および質問を述べますので、参考にしていただけますよう、よろしくお願いいたします。また、質問に関しては誠意をもって答えてください。

< 泡瀬埋め立て変更計画に関する意見書 >

・県外の人からも意見を受け付けていただける点、ありがたく思いますが、告示の仕方について、まず疑問があります。新聞に小さく告示するというのは最低限すぎます。意見を募集しているのですから、沖縄県のホームページの広報課の、「ご意見募集中の案件」のリストおよび、港湾課の「港湾課からのお知らせ」のところに、新聞に載せたものと同じ告示を載せてください。

何のために告示・縦覧・意見の募集をするかと言えば、本音はただの手続きとしてできるだけひっそりと、穏便に済ませたいというのはわかりますが、建前としては、多くの人に公表して住民の理解を得ることと、住民からの意見を集めてよりよい政策決定をすることが目的のはずです。

ですから、多くの人に伝えて多くの意見をいただくような姿勢をもう少し示してください。改正アセス法では、アセス関連の図書をネットで公開することを義務付けるそうです。そのような時代になっています。また、2006年の環境影響評価法の基本的事項と主務省令の改正では、基準クリア型よりもベスト追求型のアセスが求められています。

・資料の公開方法について、県庁・中城湾港建設事務所・市役所のどれかに平日の昼間に見に来いというのも、いかにも間口を狭めています。県外の人からも意見を募集して下さるなら、県外の人でも資料が閲覧できるよう、PDFにしてネットで公開してください。もしファイルが大きすぎたら、non-technical summary だけでいいからネットで公開するか新聞に載せてください。

・中城港港湾計画について計画レベルでの港湾環境アセスメントを行わない理由は、計画予定面積が300haを超えていないことから理解できるのですが、埋め立て事業に対して事業レベルのアセスを実施するべきです。今回の港湾計画は1999年にアセスが始まった中城湾(泡瀬地区)公有水面埋立事業とは別事業と言う位置づけであるなら、すでにアセスは2000年に実施したという理屈は通りません。また、前回のアセ

その結果のうちそのまま使えるデータについては流用してかまわないと思いますが、当時と状況が変わっている点がありますから、評価をやり直すべきです。

たとえば、最初のアセスの後で、泡瀬干潟を守る連絡会や沖縄リーフチェック研究会その他の調査によって、貴重な生物が多くいることが明らかになり、さらに名古屋会議で生物多様性のために海岸を守るという国際的な合意が交わされたのだから、生物多様性の点で泡瀬干潟の重要性は変わっています。

・2000年ごろに一応アセスは行われましたが、うまく機能したとは思えません。結果として経済的合理性がないのに開発を強行してすでに埋立地の外堀が概ね完成してしまいました。すでに大金を投入して生態系が破壊されています。その責任について開発者側はどのように考えていますか。裁判の結果が出るまで工事を続けて、判決が出たらいったん停止して、別事業という形にして仕切りなおしてまた埋め立てるというやり方を今後も10年くらい続けて埋め立てを完成させる気ですか。

・持続可能性評価の考え方では、ある開発に対して、社会的影響・経済的影響・環境的影響の3つの観点から評価します。環境的にネガティブな影響があっても、社会的と経済的両方にポジティブであれば総合的に考えて開発を実施することがありますが、泡瀬の場合は、環境も経済もネガティブです。埋め立て事業に際しての雇用の増加はポジティブな社会的影響と言えますが、それが環境的・経済的な不利益を補って余りあるものかどうか、冷静に評価してみてください。

・規模を縮小したにもかかわらず工事の期間が長くなっているのはなぜか、説明してください。

・沖縄県として初めて策定した基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」の最初に書いてある将来像1では、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」とあり、これを実現するための課題として、「自然環境の保全と再生」と最初に書いてあります。

[http://www.pref.okinawa.jp/21vision/htmlver2/pas\\_1.html](http://www.pref.okinawa.jp/21vision/htmlver2/pas_1.html)

これは今ある貴重な自然を保全して、すでに破壊してしまったところは再生すべきと解釈できます。

建前としては県の政策の上で、自然環境の保全が一つの優先課題のはずなのに、泡瀬の埋め立ては大規模な自然破壊を伴うから、この政策と矛盾しています。

もし、雇用と癒着優先で自然を大切にしないなら、21世紀ビジョンは以下の通り変更しなければ筋が通らない。

「将来像1：沖縄らしい土建屋、雇用と利権と癒着を大切にする島」

・もう外堀を埋めてしまったから、これから放置するよりは真ん中も埋めるしかないなどという言い訳は、しないでください。外堀を埋めたあなたの責任です。

・泡瀬の開発とは関係ありませんが、9万本のサンゴを7年かけて県が移植するというのは正気ですか？8年後に移植したサンゴが白化で全滅したらどうするつもりですか？つぎ込んだ金が無駄になるでしょう。それなら今泡瀬に生育するサンゴを守ったほうが良いとは思いませんか？

すでに土砂をかけられて死んでしまった群体も多いと思いますが。

また、県職員など公務員は、経済的コストを考えなくていいと勘違いしていませんか？自腹でやるならまだしも、税金使っているから、経済的合理性を著しく欠いた開発をしてはいけません。だから裁判で負けるのです。

埋め立ててからでは遅いので、次からは行動を起こす前に経済的合理性を考えてください。そして変更した計画についての経済的合理性を国民に説明してください。

・港湾課のページにある「中城湾港港湾計画(一部変更)について」によると、今回の埋め立て計画の変更の理由は、需要が変化したからとありますが、需要は変化して当然です。もともとの需要予測が間違っていたのです。

需要予測が甘かったのはあなたがたの責任です。「需要さん」のせいにはしないでください。

将来のことは不確実性もあるからびったり予測して当てることは難しいので、それも考慮してある程度幅を持たせて需要を予測するべきです。また、予測は、しっかりした根拠が必要です。希望的観測に基づいて開発者側に都合がいいように予測するから外れるのです。

以前の需要予測が外れているのだから、今回の新しく計算した需要予測が正しいと言われても、根拠が示されない限りは信用できません。

・判断に必要な情報を与えたうえで、住民に意見を求めてください。

規模の変更箇所だけではなく、その理由をもっと具体的に公開してください。また、一度裁判で経済的合理性がないと認められているので、変更後の計画ではその問題を克服したことを示さなければなりません。規模を縮小すれば経済的合理性が十分改善されるとも限りません。「需要が当初の予測と比べ、このような要因によってこのように変化した。それにともない、この部分の規模をこれだけ縮小した。新しい計画で

は需給バランスがこのようになり、以下の費用対効果分析の結果、経済的合理性を損なわずに開発を行うことができる。」といった情報を、具体的数字データとともに提示してください。

そうでないと、意見を求められた住民も、需要の変化に基づく計画変更が正当なものであるのか判断ができません。

去年から分譲地を買う人を募集していますが、今のところどれくらいの応募があるかという情報もできれば公開してください。

・裁判で公金投入を停止する判決が出た中城湾(泡瀬地区)公有水面埋立事業に対する、今回の港湾計画の位置づけ、およびそのような位置づけにした理由について教えてください。そちらの都合で、「別事業だから前の裁判関係はない」、「同じ事業だから環境アセスはもうしない」など、都合のいいように使い分けていませんか？

・マンタ法で広域調査をしてから比較的被度が高いところでスポットチェック法により詳細な調査をしているようですが、スポットチェック調査が実施された11地点は、すべて埋め立て予定地の外です。

最も直接的な影響を受ける1区内では、どのような詳細調査が行われていますでしょうか。

1区内に生育するサンゴの面積は、5種(平成17年発表、合計871 m<sup>2</sup>)、6種(平成20年発表、合計976 m<sup>2</sup>)について公表されています。

ただしこれは以下の理由により、生育するすべてのサンゴ種ではなく、特定の移植対象種に限ったデータです。

もし調査対象が、ある程度の面積で存在していたすべての種だと仮定すると、平成17年でほぼゼロだったコノハシコロサンゴの面積が3年で234 m<sup>2</sup>までふえたことになって、そのような増加は、コノハシコロサンゴの成長速度を考えても現実的には起こりそうもないです。

だから、平成17年にもコノハシコロサンゴはある面積で存在していたけど調査対象とはされなかったと見るのが自然な解釈です。

つまり、選ばれた特定の種(5~6種)だけについて分布調査が行われています。

おそらくこの5~6種は、移植が難しい塊状ハマサンゴやキクメイシは省いて、移植対象種だけをピックアップしたものと考えられます。

もし他の種も含めた1区内に生育する全体的なサンゴの面積のデータがあったら、公表していただけますか？

・たとえ埋め立て予定地でのサンゴの被度が0.5%しかなくても、約100ha埋め立てるなら合計0.25ha(2500㎡)のサンゴのサンゴが生き埋めになります。

種組成の点についても、周囲のスポットチェックの結果(表2.1-58)から、埋め立て地内にも、成長が遅いが環境に強いと言われるハマサンゴ属を含め多種多様なサンゴ群集が生育することが考えられます。養殖ミドリイシばかり6年の期間と大金をかけて恩納村や慶良間に9万本植え付けるより、泡瀬1区のサンゴを保護するほうが効果的でまた経済的です。

同様に、魚類調査も埋め立て予定地の外側でしか実施されていません(図2.1-34)。ベントスも干潮時に干上がるエリアでしか調査されておらず、埋め立て予定地内にどんなベントスが生育するか調べられていません(図2.1-33)。

一番影響を受ける埋立て予定地で調査をせず、周りだけしらべて「海生生物への影響は軽微(3-131)」と言い切るのはよろしくないとおもいます。

埋立地の下のベントスは生き埋めになるか、逃げ延びてもハビタットは奪われます。つまりベントスにとってこの埋め立てはただちに影響あるレベルであることは間違いないのに、何をもって「軽微」なのでしょう。「軽微」という言葉が頻繁に出てきますが、判断基準を示してください。それから後述します通り、比較対象が変更前の計画だけでは不十分です。

・サンゴは周辺の濁度だけ調べて、濁度の変化は少ないからサンゴの生育に影響ないと結論付けていますが、サンゴの生育状況は濁度だけで決まるものじゃないです。サンゴ礁生態系はそんなに単純なものではありません。サンゴは新鮮な酸素を運ぶ潮流を必要としますから、埋め立てて人工の島作れば潮流が変わり、サンゴへ影響が出る可能性があります。

潮流の変化についてのシュミレーションは「環境影響の予測と評価」のページで触れていて、「計画変更による潮流の変化は軽微」(3-109)と評価されていますが、変更前の埋め立て計画をベースラインにしないでください。CODについても同様の評価で、「埋立計画の変更による水質への影響は軽微で」と結論付けています。

本来ベースラインは、「埋め立て事業がおこなわれなかったシナリオ」であるべきで、それに対して変更前の計(187ha)と変更後の計画(95ha)についてそれぞれ環境への影響を評価すべきです。

187haと95haの比較だけでなく、0haと95haの比較もしてください。また、「過去に行われたアセスでは0haと185haで評価して、開発が承認されたのだからそれより規模を小さくすればなおさら問題ない」と主張するかもしれませんが、過去の承認はあてになりません。実際問題があったから裁判に負けてストップしたのです。また、最初のアセス以降、泡瀬の生態系に関しての見識が変わったことはすでに述べたとおりです。

今回の計画を「変更計画」と称して、外枠まで埋めた事業と別な独立した計画と位置付けたのは、ベースラインをごまかすためだったのでしょうか。

はたから見れば、同じ計画の中の、異なるオプション(alternative)の一つに過ぎません。

・4章の環境保全策について、サンゴに対する保全措置が、「高被度である生息被度10～40%未満の区域については埋立てを回避することにより、全体としてサンゴ類への影響の低減を図る(4-6)」だけというのには呆れます。

図2.1 - 37 が正しいとすると、生育被度10～40%の条件を満たす地点はSt.8のヒメマツミドリイシ群衆があるところだけです。

この地点は、変更前のプランですらもともと埋め立て予定地ではなく、少し離れています。保全策を講じてここを意図的に避けたのではなく、そもそも最初からSt.8の地点まで埋める予定などなかったのではないのでしょうか？

そうであれば保全策とはいえません。

・「埋立地の存在・利用にかかる環境保全対策」のところで、「環境への影響をできる限り回避、低減させ、やむを得ない場合は代償させる」と書いてありますが、サンゴについては、回避・低減できに部分的に10%以下の被度のサンゴ群衆を生き埋めにすることは「やむを得ない」で済ませていて、県の資料の4章「環境保全対策」には、生き埋めサンゴに対する代償措置などどこにも書いてありません。

書いてはありますが、実際すでに2008年に沖縄市やNPOコーラル沖縄によって移植は実施されていたのですね。これは環境保全対策で言うところの代償措置に該当すると思いますが、なぜ県資料4章に書いていないのでしょうか。

これは市やNPOが勝手にやったことで、「県」は関係ないということでしょうか。

いずれにしても、県としては生き埋めになるサンゴに対する代償措置をどう考えているのか、はっきり示してください。

沖縄市やNPOが近くの海域に移動させたサンゴは、埋め立て予定地に生育するサンゴのうち、移植がしやすい6種に過ぎず、しかも移植したのは移植対象種のうち約3

割(面積比)に過ぎず、依然として約 700 平方メートルの移植対象種のサンゴがこのままでは生き埋めになる。移植の対象でないハマサンゴやキクメイシなどはすべて生き埋めであるが、そのような代償措置で十分といえるのか。

さらに、生き埋めにならない場所に移したとしても健全に育つとは限りません。なにしろサンゴの生育にはいい環境であったと思われるヒメマツミドリイシ群落ですら、工事の前後で状態が変わっているのですから、もともとサンゴがいなかった場所に植えてそれが工事の影響にも耐えて生き延びると考えるのは希望的観測に過ぎません。

・5章の環境監視計画によると、環境監視調査(モニタリング調査)についてサンゴについては10m四方の範囲を3地点、年に二回調査することになっている。地点を調べてみると(図5.2)、2章に示されているスポットチェック調査が行われた11地点のうちSt3,4,8に相当する。このうちSt.8はヒメマツミドリイシの高被度の群落を含む(図2.1-37)。3地点とも埋め立て予定地の東側であり、しかも3地点は互いに近い。3地点の選定方法として比較的高被度の地点を含めたとあるが、説明が不十分である。

どうして3地点とも東側(外洋側)に固めたのか。3地点しか選べないのであれば、場所を散らすべきである。また、もっとも影響を受けやすいような地点で調査するのが基本である。私ならSt.8に加え、もっと埋立地に近い南側のSt.10と、埋め立てによる潮流変化の影響を受けやすいような内側のSt.6を選ぶ。もちろん、可能であれば3地点に絞らず11地点すべてでモニタリングを行うのがベストである。

・モニタリング調査の監視基準が漠然とし過ぎている。例えばサンゴの監視基準は(トカゲハゼも同様)、「埋立地の利用時点以前の状況と比較して、生息状況が大きく変化せず、健全であること。」とある(表5.2-2)。これは何も具体的に言っていない。まずサンゴの調査とトカゲハゼの調査は全く別物なのに、監視基準が同じと言うのはありえない。

生育状況を何で測るのか指標がない。「大きく変化」って何をもってして大きいと判断するのか、判断基準がない。「健全である」とはどういう状態を言いますか? 「埋立地の利用時点以前の状態」っていつの状態ですか? すでに完成した埋立地外枠工事が始まる前の状態をいうのか、枠は完成したけど埋める前すなわち、2011年5月現在の状態を言うのか。それとも今後9年間、埋立地が完成するまでは利用可能な状態にはならないから今後9年間も利用時点以前ととらえるのか。

また、「大きな変化」が利用後に見られた場合には、どう対応するのか。

例えば、次の文くらいは詳しく記述してください。

「最初の工事が着工した 年 月の直前の状態と比較して、着工中(コンストラクション段階)、利用段階(オペレーション段階)において、生きている造礁サンゴの被度が %以上減少し、かつその現象が他の地域(コントロールサイト)で見られない場合に、埋め立て事業によって重大な影響が出たとみなし、 の対応策をとる。」

・モニタリングをいつまでやるのか記述がない。未来永久にやるのか、工事が終わって20年くらい続けて特に大きな問題がないと思ったらもうやめるのか。あるいは裁判で負けて工事がストップしたらやめてしまうのか。実際、当初泡瀬干潟で行われていたモニタリング調査は工事がストップしたらやめてしまっ

た部分がある。途中で工事が止まっても、そこまで工事をした影響が環境にどのような影響を及ぼすのかを調べるため、モニタリングは続けるべき。

モニタリング調査の結果は、該当プロジェクトだけでなく、別の地域で行われる類似プロジェクトにも参考になる。

・工事の期間が規模を縮小したにもかかわらず9年に延びたのは、トカゲハゼが敏感な時期を避けたからでしょうか(設計概要説明書 表3-1、表3-2)。変更前の計画で、の8月目・9月目と言うのが何月のことを言っているのかよく分かりませんが、変更前と変更後でずいぶんトカゲハゼへの影響時期が変わったようですね。

サンゴの生態については全く考慮されていませんが、結果的には、サンゴの産卵時期である6月前後も汚濁防止フェンスを張る海上工事が行われないうことなので、これは安心です。

・環境保全対策の4-6ページによると、トカゲハゼの保全策について、直接的にハビタットを奪わないように考慮していて、したがってトカゲハゼへの影響は少ないとあるが、この理由づけは不十分である。ハビタットを奪ってないのに「中城湾港全域においてトカゲハゼ成魚個体数が減少傾向である(p.4-6)

」ことを考えると、ハビタット以外の、間接的な要因によってトカゲハゼの個体数が影響を受けていると予想できる。だからハビタット以外にもトカゲハゼに影響を与えうる要因を挙げて、それらの要因に対して埋め立てが与える影響を評価するべき。

・海草藻場について

日本自然保護協会の調査では、H17年9月以降の工事の後に海草が激減したことがしめされていますが、沖縄県は海草藻場への影響に対して、



「大型海草藻場(被度50%未満)の一部がやむを得ず消失するものの、周辺海域には同様の藻場が広域に渡って分布しており、藻場の生態系としての役割(魚介類の産卵場、餌場、幼稚魚の保育場等)を大きく損なうものではない(図2.1-39藻場の分布状況参照)」

「変更前に比べても軽減されること、影響の範囲は工事区域周辺に限られることから、この海域の藻場の変化に結びつくことはないものと考えられる。」

などと言いつけています。

県の報告書に書いてある、影響を受ける「工事区域周辺」と影響を受けない「周辺海域」がそれぞれどこまでの範囲なのかははっきり定義されていないのでよくわかりませんが、図2.1-3を「周辺海域」の例に挙げていることとその他の文脈から判断して、「工事区域周辺」は護岸内部および護岸上、もしくは護岸の外でも護岸にごく近い(数mくらい?)の範囲をさし、「周辺海域」というのはそれよりもさらに外側を指すと考えられます。

県の言っていることは、「護岸内部の藻類・草類は埋め立てで死ぬが、これらは護岸外部にもたくさん生育し、これらは埋め立てによって変化しない。だから問題ない」ということです。

何をもって、護岸外部の草類・藻類には影響ないと切り切れるのでしょうか。

日本自然保護協会の調査報告によると、L1の調査で示した護岸の北側の草類が工事の後で激減しています。これは時期的にも工事の影響と見るのが自然なので、もし工事の影響ではないと言いたいなら、県は他の原因を示さなければなりません。この部分(護岸の北側、L1周辺)は、沖縄県の報告書の図2.1-3(平成21年の調査)では草類が分布しないことになっています。なぜ分布しないかと言うと、平成19年から20年の間にすでに消滅したからです。平成19年以前には分布していました。

つまり、直接埋めた場所じゃなくても「周辺海域」の草類に工事が影響を与えるという、県にとっては都合の良い真実が、すでに日本自然保護協会によって証明されているのです。県はこの現実を受け入れてください。

「計画変更前のアセスで <影響が軽微> という結論が得られたから、規模を縮小した変更後ではなおさら影響が軽微」というのは、理屈としては成り立つのですが、そもそも「変更前の計画では影響が軽微」という前提が間違っていたらどうでしょう。

いや、実際間違っていたのです。そのことは今まで説明した通り、日本自然保護協会

の報告書を見れば分かります。間違っただけをベースとして変更計画の評価をするなら、評価もすべて間違っただけになります。だからアセスをし直す必要があるのです。間違っただけと知りながらその前提に頼り、ただしいが不都合な真実を受け入れないという県の姿勢は、確信犯的で、

・サンゴについても同様、リーフチェック調査の結果、2005年(58.7%)から2010年の調査(26.9%)まで造礁サンゴの割合が減っていて、工事が停止した以降、2011年では41.9%にまで回復しています(ソース:5月15日琉球新報)。

つまり海草と同様、周辺海域のサンゴ群集も工事の影響を受けているとの見方が自然で、もしこれらサンゴの割合の増減の原因が工事とは無関係であると主張するなら、他の原因を示してください。

また、県が予定している環境監視計画では、サンゴに対する監視基準として「埋立地の利用時点以前の状況と比較して、生息状況が大きく変化せず、健全であること。」とされていますが、2005年以降のリーフチェックの結果はサンゴの工事の後に「生育状況が大きく変わった」ことをすでに示しています。

・最後に、私は個人的には埋め立てには反対の意見をもっていますが、何が何でも反対するのではなく、きちんとした手続き、調査、誠実な対応、住民への説明がしっかりできていて、埋め立てのための合理性を客観的なデータに基づく根拠で示していただければ埋め立てにも納得します。裁判の結果をどう受け止めて、どう責任を感じてどう反省して、今後の開発では何に気をつけて、どう改善する予定なのか、いまいち住民に伝わらないので誠意が感じられません。反対する人も多い埋め立て事業であるからなおさら、単に法律による最低限の手続きでなく、住民との理解を深めるための誠意をもった public involvement を実施していただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上